



狩猟解禁と狩猟事故防止の 注意啓発について

岐阜県では11月1日から狩猟期間となります！

※狩猟期間になると狩猟免許を取得している狩猟者が、イノシシ等を捕獲するため山等で猟銃を発砲したり、わなを仕掛けたりできるようになります！

狩猟期間

狩猟期間は11月15日から2月15日までですが、岐阜県では、**イノシシ及びニホンジカの狩猟**については、以下のとおり狩猟期間が条件付きで延長されています！

【11月1日～11月14日】・・・わな猟のみ可能（※わな猟のとめさしのみ銃器使用可）

【2月16日～ 3月15日】・・・わな猟及び銃猟が可能

※とめさしとは、網やわなにかかった鳥獣を安全確実に捕らえるため、銃器等でとめを刺すことです。

狩猟事故防止のために



★ 入山者の皆さんへ

- ① 狩猟期間中には、猟銃事故に巻き込まれないよう、オレンジ色や黄色など、目立つ色の服を着たり、携帯ラジオを鳴らしたりして、人がいることを狩猟者に知らせる工夫をしてください。
- ② 土曜、日曜日及び祝日は、狩猟者が大勢入山しますので、特に注意しましょう。
- ③ わな(はこわな)は非常に危険なので、わな設置の標識がある場合は近づかないようにしましょう。

★ 狩猟者の皆さんへ

- ① 狩猟のできる場所は、狩猟者だけのものではありません。
ハイキング、散策などを楽しむ人々が大勢いることを忘れてはいけません。
必ず、周囲への目配り、気配りをしてください。
 - ② 確実に獲物を判別し、確認ができるまでは銃を使用してはいけません。
特に、発射方向に人家や道路があったり、人がいる可能性のあるときは、絶対に引き金を引いてはいけません。
 - ③ 発射の時期が迫るまでは、実包を装てんしてはいけません。
たとえ、狩猟中の移動の際であっても必ず脱包してください。
- ※ 狩猟者の皆さんは、以上のことに気を付けて、無理をせず、余裕を持って狩猟を行いましょ。

